令和８年（フ）第２１５号
愛知県岩倉市稲荷町郷廻551番地
債務者　榎元　政満
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４３３号
愛知県豊田市幸町隣松寺309番地
債務者　今井　一徳
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３０号
京都府舞鶴市田中町46番地12
債務者　西脇　千樹
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第１９５号
高知市三園町207番地１　エクセルハウス三園301号
債務者　佃　　登美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２００号
高知県土佐郡土佐町土居1400番地７
債務者　田中　光子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１７号
高知市東城山町114番地８　西部ハイツ７城山405号
債務者　笹嶋　誠二
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３０号
高知市長浜2845番地１　戸の本改住84号
債務者　前田　夢子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４５号
高知市天神町１番７号　ＭＫマンション101
債務者　門田　栄祐
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６８号
高知市廿代町１番23号　芸西ビル４Ｆ西
債務者　吉田千花子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４９号
福岡県大牟田市大字宮崎2737番地３
債務者　松本　美鈴
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第６５９０号
東京都練馬区石神井台６丁目12－８
債務者　海藤志津恵
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６２６号
東京都世田谷区喜多見２丁目６－４－107
債務者　佐々木楽都
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４２号
東京都板橋区板橋３丁目32―13―207
債務者　砂川　貴彦
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４８号
東京都足立区千住中居町５―20―201
債務者　杉　　優菜
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６５３号
東京都足立区梅田６丁目20―18　梅田ビューコーポ２号棟205
債務者　関　　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６６８号
東京都足立区皿沼３丁目８－２　パークプログレス竹の塚Ａ棟201
債務者　峰岡　元子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６７０号
東京都町田市成瀬２丁目16－２　ポプラケ丘コープ18―304
債務者　細見　健太
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部